神戸植物防疫所における農林水産省就業体験実習生の募集、決定等について

平成19年3月9日 一部改正 平成21年12月15日 一部改正 平成26年6月2日 一部改正 令和2年5月18日 一部改正 令和2年12月18日 一部改正 令和3年6月1日 一部改正 令和6年1月5日

神戸植物防疫所

農林水産省就業体験実習実施要領(平成15年1月31日付け大臣官房秘書課長通知。以下「実施要領」という。)第15の(1)に定める神戸植物防疫所の実施分に係る実習生の募集・決定の具体的手続及び実習の実施に関する留意すべき事項は、次によることとする。

#### (実習生の募集)

- 第1 実習生の募集は、次により行う。
  - (1) 神戸植物防疫所長は、実習生の受入れについて、受入れ可能な部署名、期間、 人数、実施業務等につき別紙様式1にとりまとめ、大学等及び学生に対して、イン ターネット等を通じて、実習の実施を通知する。
  - (2) 大学等の就職担当部局等は、実習に参加させるものとして推薦する学生を別紙様式2にとりまとめ、被推薦者毎に別紙様式3の個人調書を添付して、神戸植物防疫所長に提出する。ただし、海外に所在する大学等の学生が実習を希望する場合に限り、学生が直接、神戸植物防疫所長に提出する。

#### (実習生の決定等)

- 第2 実習生の決定は、次により行う。
  - (1)神戸植物防疫所長は、受入れ可能人数、学生の希望等を勘案し、受入れの可否を決定する。この際、実習を実施する部署の長による面接を行うことができる。
  - (2) 神戸植物防疫所長は、別紙様式4により速やかに大学等へ、受入れ可能な学生の氏名及び実習を実施する部署等(以下「受入部署等」という。)を通知する。当該学生への結果の通知は、各大学等において行うこととする。ただし、実習生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、神戸植物防疫所長は当該学生に直接結果を通知するものとする。
  - (3) 実習生は、実施要領第6の(5) に規定する誓約については、別紙様式5による誓約書を神戸植物防疫所長に提出することとする。

#### (実習の実施に係る留意すべき事項)

第3 実習の実施方法等は、次のとおりとする。

- (1) 神戸植物防疫所長は、実習を実施する部署の長に、その所属職員(原則として 次席植物検疫官クラス)のうちから指導員を指名させる。
- (2) 指導員は、別紙様式6により実施要領第7の(3) に規定する実習計画書を実習開始前日までに神戸植物防疫所長まで提出するものとする。
- (3) 実習生は、実習期間終了後2週間以内に、実習内容に関する報告書(1,00 0字程度)を作成し、指導員を経由して神戸植物防疫所長に提出することとする。
- (4) 指導員は、実習終了後、速やかに実習の結果について別紙様式7により神戸植物防疫所長に報告することとする。
- (5) 神戸植物防疫所長は、実習終了後、各大学等に対して実習の結果を報告するものとする。また、実習生への連絡は、各大学等において行う。
- (6) 実習に必要な机、椅子、パソコン等の事務用品は神戸植物防疫所において準備 し、実習生に供与する。
- (7) 実習時間は午前9時から午後5時(以下「定時」という。)までとし、このうち午後0時から午後1時までは休憩時間とする。なお、例外的に定時以外にも若干の実習を行うことがある。

#### (実習の期間の延長の取扱い)

- 第4 実施要領第4の(2)に基づく実習の期間の延長については、次のとおりとする。
  - (1) 実習生から実習の期間の延長の申出があり、受入部署等として延長して受け入れることができると判断したときは、速やかに神戸植物防疫所長に連絡する。
  - (2) (1) により、実習の期間の延長の申出について連絡を受けた神戸植物防疫所長は、速やかに実習の期間の延長の申出を行った実習生が所属する大学等に連絡し、当該期間の延長についての可否の判断について伺いを立てるとともに、受入延長を行う期間が、実習生が加入する保険(実施要領第13に定める保険をいう。)の保険期間内であることを確認する。ただし、実習生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、当該実習生が確認し神戸植物防疫所長へ報告する。
  - (3) 神戸植物防疫所長は、(2) において行った実習の期間の延長の可否の判断等を総合的に勘案し、当該延長の可否について決定するものとする。
  - (4) 神戸植物防疫所長は、(3) の結果について、速やかに当該実習生の所属する大学等に連絡するものとする。
  - (5) (3) において、実習の期間の延長について「可」と判断したときは、神戸植物防疫所長は、パソコンの貸出期間の延長等必要な手続をとることとする。

## (別紙様式1)

## 農林水産省神戸植物防疫所就業体験実習受入先一覧

実習実施機関(所名)	受入部署	受入期間	人数	実習内容	受入条件等

実習実施機関(所名)	受入部署	受入期間		実習内容	受入条件等
神戸植物防疫所	業務部○○担当				植物検疫に関心があり、パソコン の基本操作ができる方

### (別紙様式2)

## 農林水産省神戸植物防疫所就業体験実習推薦申込書

大学・学部名等	
総括責任者職名	
氏名	
連絡担当者職名	
氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

□「農林水産省就業体験実習実施要領」及び「神戸植物防疫所における農林水産省就業体験実習生の募集、決定等について」の内容に同意の上、 下記学生を推薦します。

		年 齢	学年•	住所	大学での農林水産省就業体験実習の	備考
	学生氏名	性別	専攻学科等	(市区町村名)	取扱いについて	(要望等)
					(単位化予定等)	
-						
_						

(別紙様式3)

# 植物防疫所キャリア実習及びインターンシップ調書

所属学校名				写真貼付欄
学部・学科 及び学年				カラー、枠に収まる大きさ
専攻・ 所属研究室				で貼り付けてください。
ふりがな 氏 名				
年 齢		性別		
, μη-	住所 〒	17 %1		1
連絡先	携帯電話 番号			
	メールアドレス (携帯は不可)			
1. 現在の	学習・研究の具体	的な内容につ	いてご記入くださ	<u>t</u> .
2. 植物防组 (400字科		習及びインター	ーンシップを応募	<b>事した理由をご記入ください。</b>


3. 希望する受入部署(担当別に)、希望理由をご記入ください。

なお、選択できる受入部署は、下記のとおりです。

横浜植物防疫所 … 業務部、調査研究部、リスク分析部

名古屋植物防疫所 … 全ての担当で対応

神戸植物防疫所 … 業務部

門司植物防疫所 … 全ての担当で対応

那覇植物防疫事務所 … 全ての担当で対応

希望順位	受 入 部 署	希 望 理 由
1		
2		

上記希望先以外でもキャリア実習及びインターンシップを 希望する 希望しない

4. 下記の事項について該当する事項をご記入ください。

- ①パソコン
  - ・使えるソフト ( Word・Excel・PowerPoint )
- ②語学力

外国語名:

英検、TOEIC等:

3) + 4	ァリア実習及びインターンシップ経験 ( 有 ・ 無 )
	fの場合、経験例を下記にご記入ください。
	月り物 ロ、 柱歌 四で 「 品で こ 品 八 \ た こ ヾ '。
④その	)他特技等
0 0	
(F) (A. 3/2	とローマルス吐声明度の大統
5分	注目している時事問題や本等
5 <b>白</b> i	己 PR 等を自由にご記入ください(400字程度)。
Э. д	コIK 寺と日田にと此人へたとい、(すびび子性及)。
[	
<b> </b>	
L	
<b> </b>	
L	
ļ	
1	

文 書 番 号 年 月 日

大学総括責任者 宛

農林水産省神戸植物防疫所長

農林水産省神戸植物防疫所就業体験実習受入れの決定等について

貴職から推薦のあった、農林水産省神戸植物防疫所就業体験実習の受入れについては、 選考の結果、別記農林水産省神戸植物防疫所就業体験実習生名簿の者を受け入れること としましたので、お知らせします。

つきましては、誓約書を提出願います。

#### 誓 約 書

農林水産省神戸植物防疫所長 殿

農林水産省神戸植物防疫所において就業体験実習を受けるに当たり、農林水産省 就業体験実習実施要領(平成15年1月31日大臣官房秘書課長通知)等を理解し、 実習生として下記のとおり遵守することを誓約します。

記

- 1. 実習時間は午前9時から午後5時まで(以下「定時」という。)とし、この うち午後0時から午後1時は休憩時間とする。なお、例外的に定時以外にも若干 の実習を行うことがあるので、指導員の指示に従うこと。
- 2. 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
- 3. 実習期間中は神戸植物防疫所職員が遵守すべき法令及び規則を守るとともに、 実習生としての活動について指導員の指導、監督等に従うこと。
- 4. 実習期間中は、特定の政治政党、宗教、企業、団体の利益のための行為を行わないこと。
- 5. 神戸植物防疫所における実習活動中に知り得た情報(公開されているものを除く。) の開示については、指導員の指示に従うこと。実習終了後においても、 同様とすること。
- 6. 実習終了後2週間以内に、実習内容に関する報告書(1,000字程度)を作成し、指導員を経由して神戸植物防疫所長に提出すること。
- 7. 実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に神戸植物防疫所長の承認を受けること。
- 8. 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合は、あらかじめ、導員に その旨を連絡すること。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨を 連絡すること。
- 9. 実習中において農林水産省または第三者に損害を与えた場合は、実習生がその責めを負うこと。そのような場合に備え、加入している保険の条件をよく確認しておくこと。

令和 年 月 日

## (別紙様式6)

実 習 計 画 書

	受入部署名	
実習生	所属大学名	
	氏 名	
	職名	
実習指導員	氏 名	
実習計画	月 日	

## (別紙様式7)

## 農林水産省神戸植物防疫所就業体験実習受入結果報告

受入部署名					
指 導 員 名					
実習生名					
大学学部名	大学	学部 年			
期間	月 日 ~ 月	Ħ			
出席 状況	出席日・欠席遅刻日・早退	日日			
評	価 項 目	評 価 特 記 事 項			
	規律正しい態度であり、実習中支障が なかった	A · B C · D			
実習生の	業務内容の的確な理解ができていた	A · B C · D			
実習態度	業務内容に適応した行動であった	A · B C · D			
	目的意識をもって意欲的に取り組む姿 勢が見られた	A · B C · D			
今後の改善点					
その他(感想・良かった点等自由にご記入下さい。)					

評価:A(優れている) B(やや優れている) C(普通) D(劣っている)の4段階